

道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）基盤整備検討調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）基盤整備検討調査業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためプロポーザル方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）基盤整備検討調査業務
- (2) 業務内容 別添「道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）整備基盤整備検討調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
※協議の上、期間を延長する場合もあり
- (4) 業務の規模 本業務の規模は、38,000千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- ① 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- ③ 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- ④ 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から3年を経過していること。
- ⑤ 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続中の者でないこと。
- ⑧ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- ⑨ 須賀川市競争入札参加資格登録規定（平成30年10月5日告示第97号）に基づき、須賀川市が作成する工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
- ⑩ 配置する管理技術者及び主担当者は技術士法第32条により登録された技術士等であること。
- ⑪ 配置予定の主たる担当技術者が類似業務（官民連携によるエリアの構想・ビジョン策定及び事業スキーム検討、地域活性化施設に関する土地利用計画及び基盤整備計画等の策定業務）の実務経験を有すること。
- ⑫ 共同体を結成する場合は、「須賀川市委託業務等共同企業体取扱要綱（平成26年11月14日制定）」によるものとし、所定の手続を行うこと。
- ⑬ 共同体として参加する場合は、その各構成員は、単体企業もしくは他の共同体の構成員として、このプロポーザルに重複して参加することはできない。

(2) 複数提案の禁止

1 提案参加者ごとに、提案は1件のみとする。

(3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

すでに提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者は、他の提案参加者の構成員になることはできない。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの公募から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	日 程
プロポーザル公募開始	令和5年11月22日(水)
質問受付期限	令和5年11月29日(水) 17時まで
質問事項への回答(公表)	令和5年12月5日(火)
参加表明書の提出期限	令和5年12月8日(金) 17時まで
提案書の提出期限	令和5年12月22日(金) 17時まで
第1次審査(書類審査)	令和5年12月25日(月)～26日(火)
第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知	令和5年12月28日(木) [予定]
第2次審査(プレゼンテーション実施)	令和6年1月22日(月) [予定]
選定結果の通知	令和6年2月上旬 [予定]

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年11月29日(金) 17時必着

(2) 提出方法

- ① 電子メールにより質問を提出すること。
- ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問」と入力すること。
- ③ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡すること。
- ④ 提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

須賀川市経済環境部農政課 【E-mail】 nousei@city.sukagawa.lg.jp
【電話】 0248-88-9138 (直通)

(4) 回答方法

- ① 質問に対する回答は、令和5年12月5日(火)までに、市ホームページに掲載するものとし、個別の回答は行わない。
- ② 質問書の内容について不明な点がある場合は、質問者に対して電話による確認を行う。

6 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 法人登記に係る履歴事項全部証明書(その他団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
- ③ 会社概要(任意様式)
- ④ 業務実績調書(様式2)

- ⑤ 業務実施体制調書（様式3）
 - ⑥ 配置予定者の経歴調書（様式4-1、4-2）
 - ⑦ プロポーザル参加申込概要書（様式5）
 - ⑧ 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できる書類
 - ⑨ 所在市町村が発行する令和3年度及び令和4年度分の納税証明書
- (2) 提出期限
令和5年12月8日（金） 17時 必着
- (3) 提出方法
- ① 持参又は郵送
※郵送の場合は、郵送した旨の電子メールと電話にて連絡すること。
 - ② 持参の場合の受付時間は、平日9時から12時、13時から17時までとする。
- (4) 提出先
〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市経済環境部農政課（市役所2階）
- (5) 受理通知書の送付
参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールによりプロポーザル参加表明書受理通知書（様式6）を送付する。

7 提案書の提出

- (1) 提出書類及び部数
- ① 提案書 【提出部数 10部】
（A4版両面印刷、縦づかい、横書き、文字の大きさ12ポイント、20ページ以内、書式は自由）
「提案書記載事項」
別添「道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）整備基盤整備検討調査業務委託仕様書」の「4 委託業務の概要」の実施方針（業務フロー及び工程計画含む）を記載する。
 - ② 見積書【提出部数 1部】
（書式は自社様式で可）
 - ③ 積算内訳書（任意様式 上記の見積書に係る積算内訳が分かるもの）
 - ④ 誓約書（様式7）
- (2) 提出期限
令和5年12月22日（金）17時までに必着とする。
- (3) 提出方法
- ① 持参又は郵送
※郵送の場合は、郵送した旨の電子メールと電話にて連絡すること。
 - ② 持参の場合の受付時間は、平日9時から12時、13時から17時までとする。
- (4) 提出先
〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市経済環境部農政課（市役所2階）
[E-mail]nousei@city.sukagawa.lg.jp [電話] 0248-88-9138（直通）
- (5) 留意事項
- ① 1提案参加者ごとに、提案は1件のみとする。
 - ② 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
 - ③ 提出した書類の提出期限後の追加・変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本市が認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 提出書類は返却しない。
 - ⑤ プロポーザル参加表明書を提出していない者からの提案書の提出は、一切受け付け

ない。

(6) 参加及び提案の無効

- ① 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ② 当該提案審査に対して2件以上の提案をしたとき。
- ③ 他人の提案の代理をしたとき。
- ④ 参加に対して事実と反する申請や提案など不正行為があったとき。
- ⑤ 期限内に(1)に定める提出書類を提出しなかったとき。
- ⑥ その他、市が指示した事項に違反したとき、及び履行しなかったとき。

8 選定方法

優先交渉権者の選定については、本業務に係る道の駅ウルトラアグリパークすかがわ(仮称)基盤整備検討調査業務委託審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会の意見を参考に市が決定する。なお、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(1) 第1次審査(書類審査)

書類審査は提案書に基づき行う。書類審査の可否の結果については、参加者すべてに通知するが、採否についての質疑及び異議申立ては受け付けない。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

① 日時

令和6年1月22日(月)[予定]※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

② 所要時間

1提案者につき、40分程度(説明20分、質疑20分)

③ 説明内容及び方法

プレゼンテーションの説明は、提出した提案書に基づくものとする。

④ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、スクリーンに投影する方法を採ることも認める。この場合、スクリーンに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に10部提出すること。なお、この資料は、提案書の範囲を超えた内容は認めない。

⑤ プレゼンテーション時の準備物

スクリーン及びプロジェクターは須賀川市で用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所はインターネット回線を使用できる環境ではないことに留意すること。

⑥ プレゼンテーションを行う者

プレゼンテーション当日は、質疑に対応できるよう実際に業務に携わる管理責任者が出席するものとし、参加人数は1提案者につき最大3名以内(統括責任者、担当技術者等)とする。

⑦ プレゼンテーションの欠席

プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については須賀川市の指示に従うこと。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策等の必要性によっては、別の方法により審査する場合もある。

(3) 選考審査基準

審査（評価）は、加算方式等による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、「道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）基盤整備検討調査業務に係る公募型プロポーザル採点表」のとおりとする。

(4) 優先交渉権者の決定

審査会において提案内容を総合的に判断した上で順位を決定し、市に報告する。市は、順位の高い者を第1位優先交渉権者、次点者を第2位優先交渉権者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和6年2月上旬に郵送する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申立てることはできないものとする。

(6) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページにおいて公表する。

9 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに第1位優先交渉権者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じる場合がある。

なお、第1位優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、第2位優先交渉権者と協議を行い、成立した場合には、当該事業者との契約締結を行う。

10 参加辞退

提案書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届（様式8）を次の方法で提出すること。また、提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、市の他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

①持参又は郵送

②持参の場合の受付時間は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、郵送した旨の電子メールと電話にて連絡すること。

(2) 提出先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

須賀川市経済環境部農政課（市役所2階）

[E-mail]nousei@city.sukagawa.lg.jp [電話] 0248-88-9138（直通）

11 その他

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎた提出があった場合。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があつ

た場合

(2) 提出書類の帰属等

- ア 提出された提案書は、採択・不採択にかかわらず返却しないものとする。
- イ 採択された提案書の著作権は、須賀川市に帰属するものとする。
- ウ 本業務実施による成果品に関する権利は、すべて須賀川市に帰属する。
- エ 提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等はすべて提出者の負担とする。

(3) 留意事項

- ア 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- ウ 提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、須賀川市情報公開条例に基づき公開することがある。
- エ 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。
- オ 契約締結後に、契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、須賀川市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

12 問い合わせ先

須賀川市経済環境部農政課 農業政策係
〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
TEL 0248-88-9138 (直通) FAX 0248-72-9845
【E-mail】 nousei@city.sukagawa.lg.jp